## 秋田市告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

## 秋田市長 穂 積 志

## 1 道路の区域および供用開始の区間

整理	路線名	起	点	延	長	幅	員
番号		終	点	(メー	・トル)	(メー	シン)
21040	仁井田福島荒	仁井田字福島41番 1 地先 上北手荒巻字割田13番 2 地先		745 00	2.0		
	巻線			745.00		4. (	

## 2 縦覧期間

令和6年10月10日から同月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで